

憲法9条の会・関西

No.122 2025年10月14日 発行

発行： 憲法9条の会・関西

振替： 00980-7-50081

加入者名： 憲法9条の会・関西

<https://9jo-kansai.jimdofree.com>

e-mail: kenpo9kansai@gmail.com

参政党憲法草案の問題点

代表世話人 澤野義一

7月の参院選で自民党政権が少数与党になる一方、野党保守の参政党は結党5年にして14議席を獲得した。護憲派野党の2倍の議席である。参院憲法審査会に3名の委員を出すことが可能になり、憲法審査会の改憲論議を促進する役割を果たすことになりそうである。参政党の場合は、日本国憲法の部分改正を行う「改憲」案ではなく、国民主権、基本的人権、平和主義の原則を全否定し、明治憲法に復古するような内容に日本国憲法を一から作り直す「創憲」案を提示しており、戦後の改憲諸案にはほとんど見られないほどラジカルな反立憲主義の危険な主張である。

参政党は選挙時には「日本人ファースト」を掲げ、自民党政権のグローバル経済政策に起因する外国人流入増大による弊害や、行き過ぎた規制緩和や緊縮財政による国民の経済生活の困窮化を批判し、排外主義的な反グローバリズムと反新自由主義を訴えたことが、保守層だけでなく就職氷河期世代・若者・政治的無関心層等からも支持されたといわれている。しかし、参政党は「創憲」案の内容を有権者に提示し、その支持を求めたのだろうか。また、参政党を支持した有権者は、参政党の「創憲」案を読んで理解した上で投票したのだろうか。

日本国憲法と対比して参政党の「創憲」案を見れば、この憲法草案が仮に実際に制定されたとすると、参政党を支持した有権者でさえ「國體」遵守が義務づけられ、それに反すれば非国民扱いされ、基本的人権が侵害されても保障されなくなることに気づくはずである。タカ派的な高市新総裁

の自民党との協力関係を指向する参政党については、その政策だけでなく憲法草案の内容についても知った上で、その動向を注視していくことが必要である。以下、「創憲」案の主要な特色と問題点を指摘しておくことにする。

第1に、日本国憲法の国民主権規定をすべて削除して、天皇を元首とする国家(君民一体の「國體」)の代表とし、明治憲法のように裁可権や詔勅を発する権限を付与している。また国の統治は「國體」と「和の精神」(聖徳太子の十七条憲法)を斟酌して行うこととされ、実質的な天皇主権である。

第2に、日本国憲法の人権のうち、思想・宗教・表現・学問・身体等の個別的な自由権と請願権や国家賠償権等の国務請求権はすべて削除され、社会権のうち生存的「権理」はあるが国に義務づける規定はなく、教育を受ける「権理」はあるが愛国心教育等が義務づけられる。労働基本権はすべて削除されている。権利に代わる「権理」は「國體」遵守義務の枠内でのみ認められる。法の下での平等規定がないため、ジェンダー平等、夫婦別姓、外国人参政権等が否定され、日本国籍を取得しても孫の世代までは公務につけない等の差別が容認される。

第3に、憲法9条の戦争放棄を捨てて、自衛権の発動による自衛軍の活動を容認し、国民の平和的生存権や苦役禁止規定がなくなったことで徴兵制も容認されうる。外国軍隊の常駐禁止等が規定されているが、中立国になるのではなく、対等な日米同盟強化が前提にある。